⑵　金融商品の時価等に関する事項

（単位：円）

区　　分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	貸借対照表日における時価	差　　額
⑴現金及び預金	6,311,559,117	6,311,559,117	0
⑵事業未収金	80,711,000	80,711,000	0
⑶未収金	643,116,461	643,116,461	0
⑷未収収益	299,842,037	299,842,037	0
⑸有価証券及び投資有価証券	73,576,755,105	80,258,250,000	6,681,494,895
⑹長期性預金	2,200,000,000	2,707,891,649	507,891,649
⑺長期未収金	66,496,000	66,496,000	0
資　　産　　計	83,178,479,720	90,367,866,264	7,189,386,544
⑻未払金	3,377,045,934	3,377,045,934	0
⑼リース債務	758,145,170	757,169,770	△　975,400
⑽預り金	32,603,084	32,603,084	0
負　　債　　計	4,167,794,188	4,166,818,788	△　975,400

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　事業未収金、⑶　未収金、⑷　未収収益

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。なお、未収金については貸倒引当金を控除した額を記載しております。

⑸　有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については取引金融機関から提示された価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については（有価証券関係）に記載しております。

⑹　長期性預金

長期性預金については元利金の合計額をリスク・フリーに近い市場利子率を基礎とした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

⑺　長期未収金

長期未収金については、時価は、会計年度末における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

⑻　未払金、⑽　預り金

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑼　リース債務

リース債務については返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、リース債務には、１年以内返済予定分を含めております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,311,559,117	—	—	—
事業未収金	80,711,000	—	—	—
未収金	643,116,461	—	—	—
未収収益	299,842,037	—	—	—
長期性預金	—	1,000,000,000	—	1,200,000,000
合　　計	7,335,228,615	1,000,000,000	—	1,200,000,000

満期がある有価証券の決算日後の償還予定額については（有価証券関係）に記載しております。

なお、長期未収金については、償還予定額が見込めませんので、上記区分に含めておりません。

（注３）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務	265,970,472	243,797,890	183,495,177	37,639,708	19,932,533	7,309,390
合　計	265,970,472	243,797,890	183,495,177	37,639,708	19,932,533	7,309,390

（資産除去債務に関する事項）

当法人は、事業用地の賃貸借契約に基づき、返還時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当分の間、当該債務に関連する賃借資産を使用し、また、将来移転する予定がないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

利益の処分に関する書類

（平成27年10月21日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		96,978,234
当期総利益	96,978,234	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	20,932,065	
独立行政法人通則法第四十四条第３項により主務大臣の承認を受けた額		
公演事業等整備積立金	76,046,169	96,978,234

公共下水道工事の完了公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第12号

平成25年９月６日独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第８号で公告した、公共下水道工事の一部が次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成28年３月31日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　西村　志郎